

■想定される区域区分と景観形成の方針（案）、問題点・課題等について

	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域
地区の概要	・ 自然と調和した市街地景観を形成する区域	・ 田園風景を残し、背景の緑に配慮した区域	・ 視対象となる場として、周辺の緑に配慮した区域
良好な景観の形成に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 良好な住宅地景観を維持するとともに、ゆとりとうるおいのある住宅地景観を形成する。 ◆ 地域の特性や状況に応じ、生活スタイルに対応した暮らしやすく個性ある住宅地景観を形成する。 ◆ だれもが安心して楽しく生活できるよう、安全で快適な住環境の形成、整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 四季折々の風景を醸し出すふるさと景観として、田園風景を保全する。 ◆ 各種の造成行為においては、田園景観に調和するような景観づくりへの誘導を図る。 ◆ 「地場産業」がつくる独特な景観を保全する。 ◆ 田園集落の中に点在する寺社林や斜面緑地などの緑、周辺の集落との調和を図る。 ◆ 市民生活にうるおいとやすらぎを与える緑のネットワーク化に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生駒山や丘陵部などの恵まれた自然景観を保全する。 ◆ 恵まれた自然や緑を活用し、市民が憩い親しめる親緑空間の形成を図る。 ◆ 緑の稜線を保全・確保するとともに、眺望景観に配慮する。
規制の主な対象物	<p>マンションなどの大規模建築物、中規模店舗等</p> 	<p>田園の中の建築物、駐車場、資材置き場等</p> 	<p>土取り場、資材置き場等</p> 
問題点、課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の基準では高さ13mを超える場合、建築面積1,000㎡を超える場合が対象となっており、小規模なものは規制できない。 ・ 住宅地にマンション等の高層建築物が建設され、景観が大きく変化している。 ・ 山麓部周辺に大規模な建築物が建つことで市街地から稜線が見えなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の基準では土地の形質の変更等は3,000㎡を超える場合、擁壁は高さ5mを超える場合が対象となっており、小規模なものは規制できない。 ・ 大規模な土地造成によって、緑の中に法面や擁壁などの構造物が露出し、連続した緑が途切れる。 ・ 廃棄物や再生資源の堆積により、良好な緑の景観が阻害される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の基準では土地の形質の変更等は3,000㎡を超える場合、擁壁は高さ5mを超える場合が対象となっており、小規模なものは規制できない。 ・ 建造物や工作物等が緑の中に存在し、市街地から目立つ恐れがある。
基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私権の制限に配慮しつつ、中・大規模建築物を対象として良好な景観形成の配慮を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園集落の景観を保全するとともに、周辺に残る緑と調和した景観形成の配慮を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市のシンボルである生駒山などの緑を大切にするため、緑の中で、目立つものに景観上の配慮を求める。
景観計画による解決策（届出対象、景観形成基準で対応）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象の規模を小さくする。 ・ 稜線に配慮した配置、周辺の景観と調和した色彩基準を定める。 ・ 高さについては、背景となる稜線に配慮した高さとする。 ・ 擁壁の緑化などにより、周辺の緑との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象の規模を小さくする。 ・ 田園などの緑と調和した色彩基準を定める。 ・ 敷地周囲や道路から見える側の緑化により、周辺の田園景観との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象の規模を小さくする。 ・ 生駒山、矢田丘陵などの緑と調和した色彩の基準を定める。 ・ 造成により生じる擁壁やのり面、建築物の壁面などを緑化等により市街地や対峙する山側から目立たないようにする。

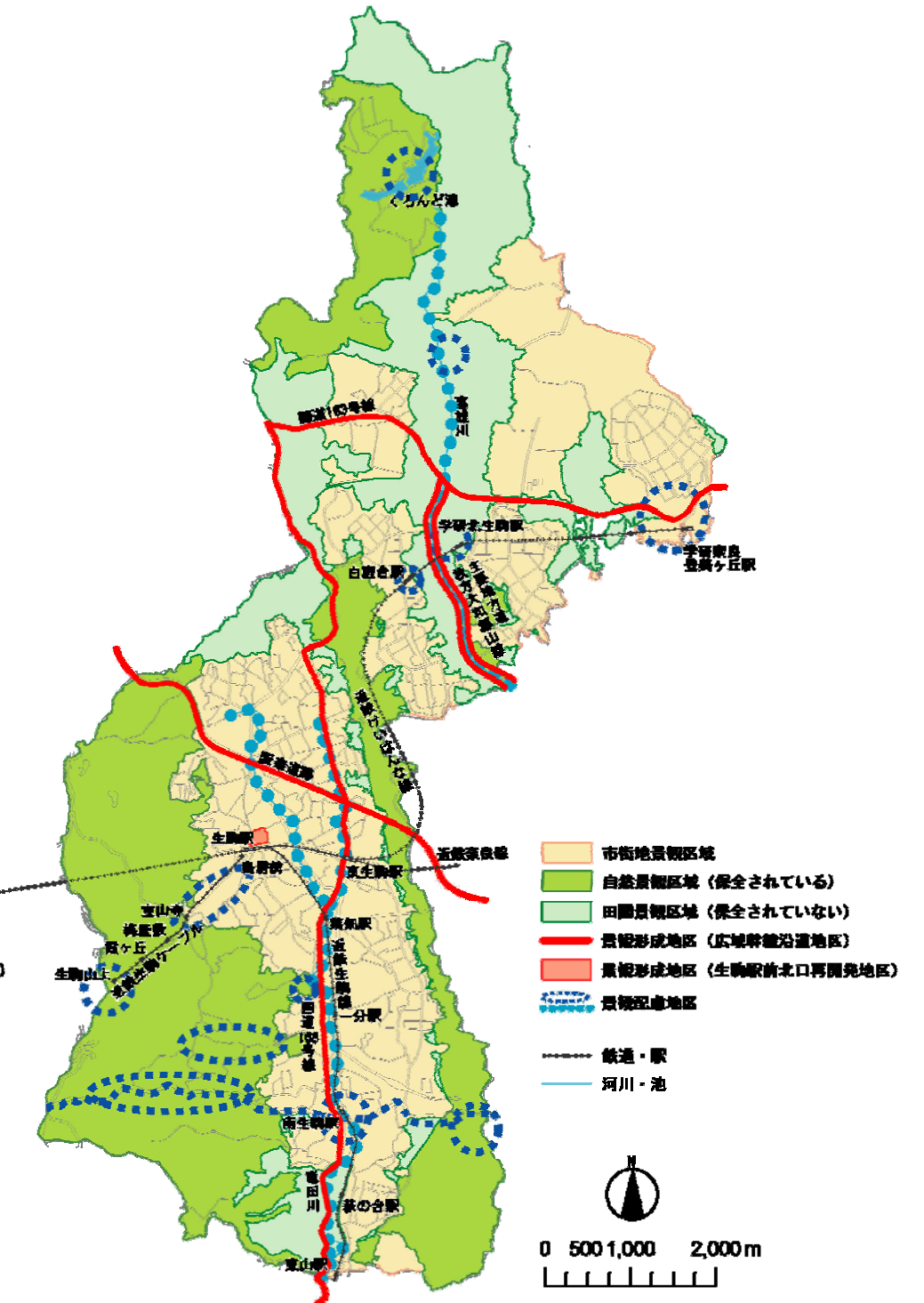
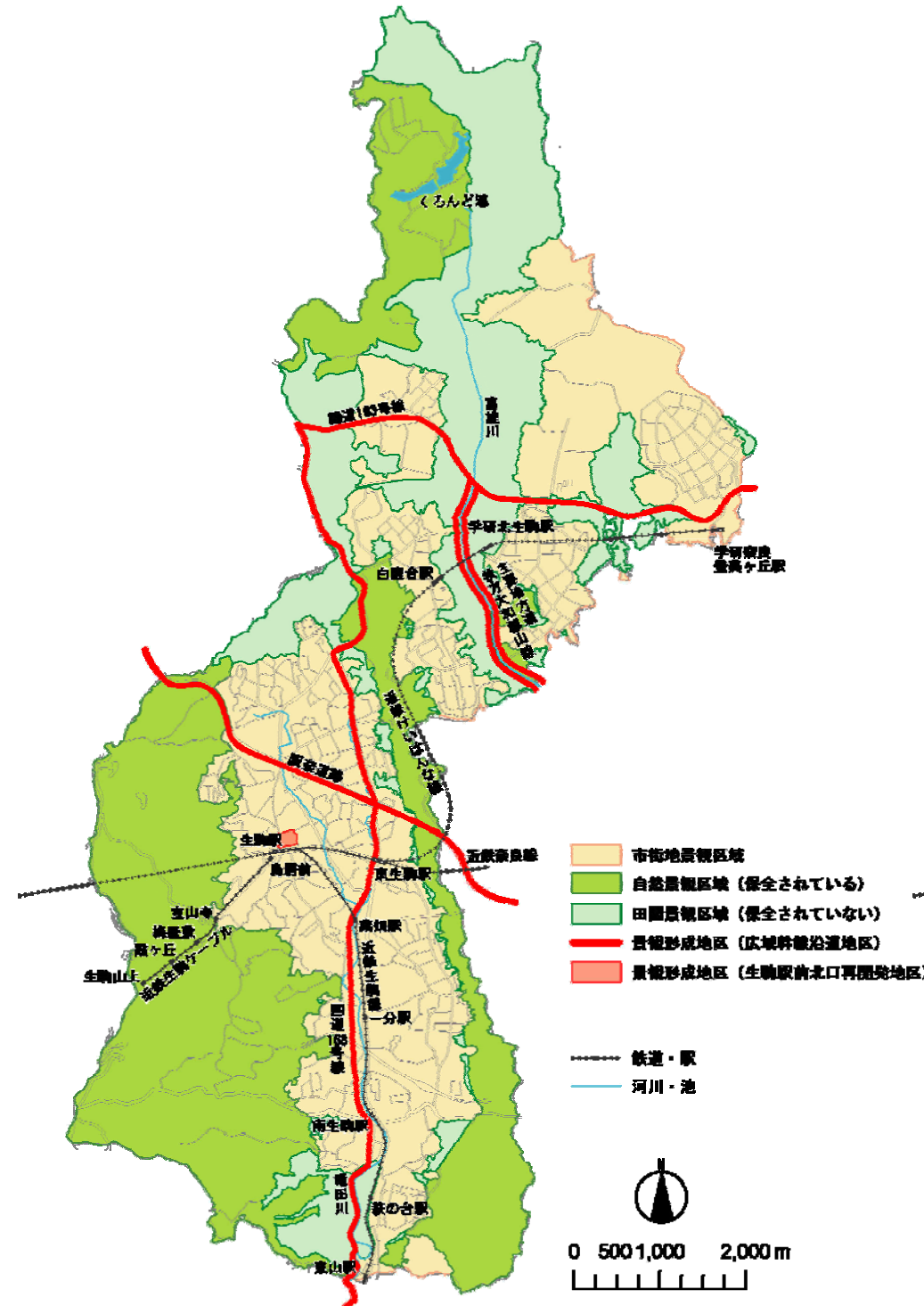
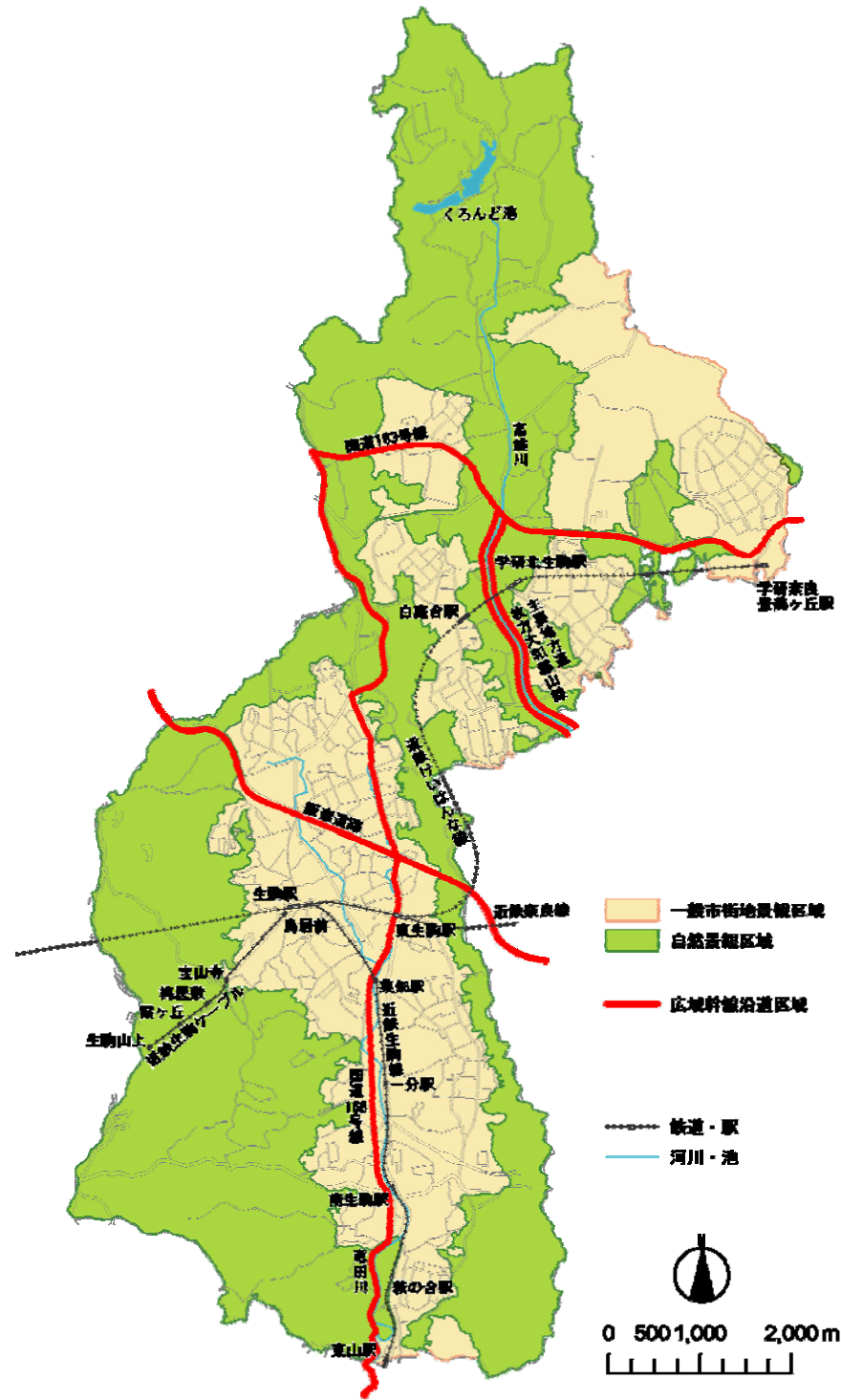
	景観配慮地区		
	景観形成地区		
	広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区	
地区の概要	・景観配慮地区のうち、権利者等との合意形成が整った地区（対象範囲・届出行為・景観形成基準を設定）		・景観上重要な地区、住民意識の高い地区（景観形成の方針のみ設定）
良好な景観の形成に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の景観として雑然さを軽減し、街並みとして調和して連続感のある沿道景観とする。 ◆派手な色彩や光源等の装飾の抑制、建築設備や立体駐車場の修景など建築物や工作物の形態及び意匠を整える。 ◆建築物等の沿道からの後退、駐車場等の緑化への配慮などを行う。 ◆道路軸方向の緑の稜線の遠望や該当するエリア（区域、地区）の景観特性に配慮することにより良好な周辺景観と調和した沿道景観づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆本市の「顔」としての市街地景観の形成を図るとともに、うるおいとにぎわいのある都市空間を形成する。 ◆安全で楽しく美しいまちづくりを目指し、景観阻害要因への対策を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の景観上重要な部分について、地区ごとの方針を設定する。（拠点） ◆地域の特性を持った拠点景観の形成に努める。（歴史文化） ◆歴史文化的遺産などの地域資源の保全に努める。（水辺） ◆竜田川や富雄川、くろんど池など、市民生活にやすらぎとうるおいをもたらす水辺空間の良好な景観形成を進める。（その他） ◆生駒山や矢田丘陵等からの眺望景観や、南部地域の棚田などを保全する。
規制の主な対象物	幹線道路沿道の店舗（コンビニ以上の規模のもの） 	再開発地区内の建築物 	（拠点）・けいはんな線等の駅周辺の建築物等 （歴史文化）・歴史的資源の周辺の建築物等 （水辺）・富雄川、竜田川沿いの建築物等 ・くろんど池周辺 （その他）・山麓部の建築物等 
問題点、課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県の基準では高さ10mを超える場合、建築面積500㎡を超える場合が対象となっており、中規模店舗等は規制できない。 ・利便性が高く多様な道路であるが、沿道景観は良好とはいえない。 ・過剰な装飾や色彩の建築物や構造物が見受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口にふさわしい統一感のある景観形成とともに、にぎわいの感じられる演出が必要である。 ・街なかの緑の創出に配慮した整備が必要である。 	（拠点） <ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点、地域拠点周辺については、景観に配慮した商業地として整備が必要である。（歴史文化） ・新たな開発などにより、歴史的な景観が失われる可能性がある。（水辺） ・水辺空間を整備・活用することが必要である。（その他） ・緑の中に建築物、工作物、擁壁などの目立つところがある。
基準の考え方	・関係権利者との合意のもと、景観形成地区ごとに景観検討を行い、個別の基準を設ける。		・地区内の景観特性は記述するが、地区の景観基準は設けない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県の区域指定を踏襲し、県下広域幹線の沿道景観と調和を図るため、商業活動に配慮しつつ、派手な色彩の店舗を抑制する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市の玄関口にふさわしい統一感のある形態及び意匠とする。 	
景観計画による解決策（届出対象、景観形成基準で対応）	<ul style="list-style-type: none"> ・届出対象の規模を小さくする。 ・道路の縦軸方向に配慮した建物の配置、高さ、形態、意匠とする。 ・幹線道路沿道として、周辺から目立ちすぎない色彩とする。 ・敷き際の緑化基準を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの感じられる配置、高さ、デザイン、色彩の基準を定める。 ・街なかの緑の創出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の景観特性を踏まえた良好な景観形成の方針を設定する。

<景観計画区域区分図>

前回の区分イメージ

今回の区分イメージ

将来的な全体イメージ
(地区指定を追加)



■届出対象行為

(1) 建築物（景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為）

行為	奈良県		生駒市					区域の基準に同じ
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区		
						広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区	
建築物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	地盤面からの高さ13m又は建築面積1000㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積500㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積500㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積300㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積100㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積300㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積300㎡	
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡		上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡			上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡	
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡		上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡			上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡	

(2) 工作物（景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為）

行為	奈良県		生駒市					区域の基準に同じ
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区		
						広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区	
1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m	高さ15m	高さ15m			高さ15m	高さ15m	
2 煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ13m	高さ10m	高さ10m 又は築造面積500㎡	高さ10m 又は築造面積300㎡	高さ10m 又は築造面積100㎡	高さ10m 又は築造面積300㎡	高さ10m 又は築造面積300㎡	
3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）								
4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの 5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設								
6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ13m又は築造面積1000㎡	高さ10m又は築造面積500㎡	高さ10m 又は築造面積500㎡	高さ10m 又は築造面積300㎡	高さ10m 又は築造面積100㎡	高さ10m又は築造面積300㎡	高さ10m又は築造面積300㎡	
7 自動車庫の用途に供するもの								
8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m（上記1に掲げるものにあつては15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m（上記1に掲げるものにあつては15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m（上記1に掲げるものにあつては15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m（上記1に掲げるものにあつては15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m（上記1に掲げるものにあつては15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m（上記1に掲げるものにあつては15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m（上記1に掲げるものにあつては15m）	
9 上記1～8に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの								
工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡		上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡			上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡	
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡		上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡			上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡	

(3) 開発行為（景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為）

行為	奈良県			生駒市				
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区		区域の基準に同じ
						景観形成地区		
広域幹線沿道区域		生駒駅前北口再開発地区						
開発行為	行為地の面積 3000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5mかつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 3000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 3mかつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	

(4) その他（景観法第16条第1項第4号により届出が必要な行為）

① 土地の形質の変更

行為	奈良県			生駒市				
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区		区域の基準に同じ
						景観形成地区		
広域幹線沿道区域		生駒駅前北口再開発地区						
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積 3000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5mかつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 3000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 3mかつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	

② 物件の堆積

行為	奈良県			生駒市				
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区		区域の基準に同じ
						景観形成地区		
広域幹線沿道区域		生駒駅前北口再開発地区						
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積 3000 m ² 又は物件の堆積の高さが 3m	行為地の面積 1000 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 3000 m ² 又は物件の堆積の高さが 3m	行為地の面積 1000 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 500 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 500 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 500 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	

■景観形成の基準

行為	事項	奈良県		生駒市				景観配慮地区		区域の基準に同じ
		一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観形成地区			
							広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区		
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 ^{※1} からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。		・生駒山系、矢田丘陵の「緑の稜線」への眺望に配慮する。 ・地域の個性を尊重し、地域全体で調和のとれた景観となるよう配慮する。	・生駒山系、矢田丘陵の「緑の稜線」への眺望に配慮する。 ・地域の個性を尊重し、地域全体で調和のとれた景観となるよう配慮する。 ・うるおいの感じられる田園風景等と調和した景観となるよう配慮する。	・生駒山系、矢田丘陵の緑の視対象であることに配慮する。 ・地域の個性を尊重し、地域全体で調和のとれた景観となるよう配慮する。	・行為地の存する各区域の基準を基本とする。	・生駒市の玄関口にふさわしい統一感のある形態及び意匠とする。		
配置、規模及び高さ		1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 6 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。	・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模、高さとする。 ・山稜の近傍にあっては、 建築物の妻側を稜線に合わせる等 、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・歴史的な資源のある地域では、周辺との調和に配慮する。 ・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 ・周辺に樹木が多くある場合は、周辺に樹木の高さに 配慮するとともに、できる限り保全、活用する。	・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模、高さとする。 ・山稜の近傍にあっては、 建築物の妻側を稜線に合わせる等 、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・歴史的な資源のある地域では、周辺との調和に配慮する。 ・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 ・周辺に樹木が多くある場合は、周辺に樹木の高さに 配慮するとともに、できる限り保全、活用する。	・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模、高さとする。 ・山稜の近傍にあっては、 建築物の妻側を稜線に合わせる等 、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・歴史的な資源のある地域では、周辺との調和に配慮する。 ・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 ・周辺に樹木が多くある場合は、周辺に樹木の高さに 配慮するとともに、できる限り保全、活用する。	・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模、高さとする。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・歴史的な資源のある地域では、周辺との調和に配慮する。 ・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 ・周辺に樹木が多くある場合は、周辺に樹木の高さに 配慮するとともに、できる限り保全、活用する。	・街並みの連続性やゆとりある空間に配慮した配置、規模、高さとする。 ・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 ・にぎわいの創出に配慮した配置とする。		
		形態及び意匠	1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とすること。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 ^{※2} は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。	1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とすること。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 ^{※2} は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 7 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。	・良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。 ・中高層建築物にあっては、 壁面が長大にならないよう、分節化等の工夫を施す。 ・屋根の形状は周辺の状況に応じ、 勾配屋根とするよう努める。または、パラペットの形状により、勾配屋根に類似した工夫を施す。 ・ 屋上施設は屋根の中に収めるか、壁面の立ち上げにより修景を行い、露出させないように配慮する。 ・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。 ・外部に設ける建築設備 ^{※2} は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 ・商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。	・良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。 ・ 屋根の形状は、できる限り勾配屋根とするよう努める。 ・ 屋上施設は屋根の中に収めるか、壁面の立ち上げにより修景を行い、露出させないように配慮する。 ・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。 ・外部に設ける建築設備 ^{※2} は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 ・その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。	・良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。 ・ 屋根の形状は、できる限り勾配屋根とするよう努める。 ・ 屋上施設は屋根の中に収めるか、壁面の立ち上げにより修景を行い、露出させないように配慮する。 ・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。 ・外部に設ける建築設備 ^{※2} は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 ・その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。	・良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。 ・歴史的な資源のある地域では、できる限り勾配屋根とする。 ・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。 ・外部に設ける建築設備 ^{※2} は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 ・塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。 ・商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。 ・ 建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画する。	・良好な都市景観に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。 ・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。 ・外部に設ける建築設備 ^{※2} は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 ・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な都市景観に配慮した連続的な形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な都市景観との調和に配慮する。	
色彩		1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。		住居系 商業系 工業系 ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。	自然系 ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。	自然系(明度を落とす) ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。	自然系 住居系 商業系 工業系 ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。	商業系(再開発色) ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な都市景観との調和に配慮する。 ・地区内の他の建築物と基調色を合わせる等、良好な都市景観に配慮する。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。		

行為	事項	奈良県		生駒市				
		一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区	
							景観形成地区	
							広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区
素材	<ul style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用する。特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。 ・歴史的な資源のある地域では、その地域を特徴づけている素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用する。特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。 ・歴史的な資源のある地域では、その地域を特徴づけている素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市景観に配慮した素材を使用する。特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積^{※3}は行為地面積の3%以上とすること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※3}は行為地面積の3%以上とし、道路側に配置する。 ・緑化には郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。 ・周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※3}は行為地面積の3%以上とし、沿道側に配置する。 ・緑化には郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※3}は行為地面積の3%以上とし、道路側に配置する。 ・緑化は、樹種の選定に配慮する。また、街路樹等の周辺景観や樹種の調和にも配慮する。 	区域の基準に同じ			
配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 3 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和のとれた配置、規模、高さとする。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 ・周辺に樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮する。 ・歴史的な遺構や良好な樹木などがある場合は、できる限り保全、活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和のとれた配置、規模、高さとする。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 ・周辺に樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮する。 ・歴史的な遺構や良好な樹木などがある場合は、できる限り保全、活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市景観に配慮した配置、規模、高さとする。 ・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺景観との調和に配慮し、バランスのとれた形態及び意匠とする。 ・歩行者等に圧迫感を与えないよう配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺景観との調和に配慮し、バランスのとれた形態及び意匠とする。 ・歩行者等に圧迫感を与えないよう配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市景観に配慮し、バランスのとれた形態及び意匠とする。 ・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮する。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。 				
工作物の新設又は移転等	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な都市景観との調和に配慮する。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。 			
		<ul style="list-style-type: none"> 1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市景観に配慮した素材を使用する。 			
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積^{※3}は行為地面積の3%以上とすること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※3}は行為地面積の3%以上とし、道路側に配置する。 ・緑化には郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。 ・住宅地では、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※3}は行為地面積の3%以上とし、沿道側に配置する。 ・緑化には郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積^{※3}は行為地面積の3%以上とし、道路側に配置する。 ・緑化は、樹種の選定に配慮する。また、良好な都市景観にも配慮する。 				

行為	事項	奈良県		生駒市				
		一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区	
							景観形成地区	
							広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区
開発行為	方法	<p>1 できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。</p> <p>2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</p> <p>3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。</p> <p>4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</p> <p>5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</p>	<p>・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。</p> <p>・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</p> <p>・擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面や頂部に緑化を図るなど配慮する。</p> <p>・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。</p> <p>・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。</p>	<p>・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。</p> <p>・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。</p> <p>・擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。</p> <p>・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。</p> <p>・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。</p>	<p>・擁壁は、良好な都市景観に配慮した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。</p> <p>・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な都市景観に配慮した連続的な形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれたものとする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な都市景観との調和に配慮する。</p>			

行為	事項	奈良県		生駒市			景観配慮地区		区域の基準に同じ
		一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観形成地区		
							広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区	
土地の形質の変更	方法	<p>土石の採取、鉱物の掘採にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 <p>土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 <p>(共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 	<p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 <p>○土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化には郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図る。 <p>○土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 	<p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 <p>○土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化には郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図る。 <p>○土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 	<p>○土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、樹種の選定や都市景観に配慮する。 擁壁は、良好な都市景観に配慮した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。 原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化に当たっては、樹種の選定や都市景観に配慮する。 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な都市景観に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれたものとする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な都市景観との調和に配慮する。 				

行為	事項	奈良県		生駒市				
		一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区	
							景観形成地区	
							広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区
物件の堆積	方法	<p>1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。</p> <p>2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。</p> <p>3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</p> <p>4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。</p> <p>5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。 ・塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。 ・塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定や都市景観に配慮する。 ・塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な都市景観に配慮した連続的な形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれたものとする。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な都市景観との調和に配慮する。 			

※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

※3 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。